

| | |
|----|--|
| 分類 | E-10 製造業 (その他の製造業) |
| 解説 | 貴金属製品, ボタン, 時計, 楽器, がん具, 運動用具, ペン, 鉛筆, 絵画用品, 漆器, レコード, 眼鏡など、[E-1~9]に分類されない製品を製造する事業所。 |
| 例 | 貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業, ボタン製造業, 時計・同部分品製造業, ピアノ製造業, 運動用具製造業, 万年筆・ペン類・鉛筆製造業, うちわ・扇子・ちょうちん製造業, 看板・標識機製造業, 工業用模型製造業, 眼鏡製造業(枠を含む) など |